

日本税関労働組合 青年委員会規則

第1章 総則

(根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合規約（以下、「規約」という。）第32条第2項に基づき定める。

(名称)

第2条 この組織の名称は、「日本税関労働組合青年委員会」といい、略称を「青年委員会」という。

(事務所)

第3条 この組織の事務所は、日本税関労働組合事務所内に置く。

(目的)

第4条 この組織は、日本税関労働組合（以下、「税関労組」という。）の方針に基づいて地区本部青年部の育成と相互連帯の強化を図るとともに、円滑な運営に資することを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青年層の地位向上のための行動に関すること
- (2) 地区本部の相互連帯強化を積極的に推進すること
- (3) 民主的青年団体との連帯及び共同行動に関すること
- (4) その他前条の目的達成に必要なこと

第2章 会議

(会議)

第6条 この組織に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 青年委員会

(成立)

第7条 総会は、代表者及び役員のそれぞれの過半数の出席をもって成立する。

2 青年委員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(決定)

第8条 会議の議案は、出席構成員の過半数をもって決定する。

(議長)

第9条 総会における議事運営は、議長が行う。

(総会)

第10条 総会は、代表者及び役員で構成し、青年委員長が招集する。なお、次のいずれかに該当した場合は、青年委員長が招集しなければならない。

- (1) 地区本部青年部の3分の1以上の要求があった場合
- (2) 中央執行委員会が必要と認めた場合

日本税関労働組合 青年委員会規則

2 総会の招集は、少なくとも開会の日の5日前までに主要議案を示し、公示しなければならない。

(代表者の選出)

第11条 代表者の定数は、青年委員会が決定し、中央執行委員会の承認を得なければならない。

2 代表者は、地区本部青年部委員会が選出する。

(総会付議事項)

第12条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動経過
- (2) 活動計画
- (3) その他、青年部委員会が必要と認めた重要事項

(青年委員会)

第13条 青年委員会は、役員で構成し、必要な都度、青年委員長が招集する。なお、次のいずれかに該当した場合は、青年委員長が招集しなければならない。

- (1) 地区本部青年部長の3分の1以上が招集を要求した場合
 - (2) 中央執行委員会が必要と認めた場合
- 2 青年委員会は、第4条の目的に沿って、第5条の事業を円滑に運営する。
- 3 青年委員長は、会議を運営し、その決定事項を中央執行委員会に報告しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第14条 この組織に、次の役員を置く。

- (1) 青年委員長 1名
- (2) 副青年委員長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 執行委員 若干名

(任務)

第15条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 青年委員長は、この組織を代表し、すべての業務を統轄する。
- (2) 副青年委員長は、青年委員長を補佐し、青年委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記長は、青年委員長を補佐し、この組織の事務を行う。
- (4) 執行委員は、青年委員長の定めるところにより、それぞれの任務を分担する。

(選出)

第16条 青年委員長は、中央執行委員会が決定する。

2 役員（青年委員長を除く）は、地区本部青年部委員会が選出し、中央執行委員会の承認を得なければならない。

日本税関労働組合 青年委員会規則

第4章 その他

(規約等の準用)

第17条 この規則に定めのない事項は、規約及び規則による。

(改廃)

第18条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則 (平成17年10月12日 第46回大会)

1 この規約は、平成17年10月14日から施行する。

附 則 (平成30年9月22日 第59回大会)

1 この規約は、平成30年9月23日から施行する。